

## ○鹿児島県警察情報処理能力検定に関する

### 訓令 (平成27.9.17 鹿児島県警察本部訓令13)

改正 平成29.11訓令20

#### (趣旨)

**第1条** この訓令は、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号。以下「警察庁訓令」という。）第7条の規定に基づき、鹿児島県警察職員（以下「職員」という。）の情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (能力検定の目的)

**第2条** 能力検定は、職員の情報処理に関する能力を検定し、情報処理に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

#### (能力検定の級位)

**第3条** 能力検定は、初級、中級及び上級に区別して行う。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表の左欄に掲げる能力検定の級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

#### (能力検定の実施)

**第4条** 警察本部長（以下「本部長」という。）は、初級及び中級の能力検定を年1回以上行うものとし、その実施の時期、場所その他必要な事項は、別に定める。

2 上級の能力検定は、警察庁訓令第4条第2項の規定により警察庁長官が行う。

3 能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行う。

#### (受検資格)

**第5条** すべての職員は、各級位の能力検定を受検することができる。

#### (受検手続)

**第6条** 初級及び中級の能力検定の受検を希望する職員は、所属長に申し出るものとする。

2 所属長は、職員から受検の申出を受けた場合は、情報処理能力検定（初級・中（鹿児島警42）。

## 第2編 警務 鹿児島県警察情報処理能力検定に関する訓令

---

級) 受検申請書(別記第1号様式)により本部長に申請するものとする。

(合格者台帳への記載等)

**第7条** 本部長は、能力検定に合格した職員を情報処理能力検定合格者台帳(別記第2号様式。以下「合格者台帳」という。)に記載するとともに、情報処理能力検定合格者名簿(別記第3号様式)により警務部警務課長及び他の所属長に通知するものとする。

2 前項に規定する合格者台帳は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことのできる物を含む。)により調製することができる。

(能力検定の特例)

**第8条** 本部長は、初級及び中級位の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める職員については、能力検定を行わずに、これを当該級位の能力検定に合格したものとし、合格者台帳に記載することができる。

(委任)

**第9条** 本部長は、その指定する者に、能力検定の実施に関する事務を行わせることができること。

### 附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則** (平成29.11.22訓令20)

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

級位	知識及び技能
初級	<p>1 鹿児島県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成16年鹿児島県警察本部訓令第6号）第2条第5号に定める警察情報システムの基本的な操作に必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの基本的な操作に必要なもの</p>
中級	<p>1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するため必要な、又は上司の指導の下、警察情報システムを設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システムの操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの</p>
上級	<p>1 自ら警察情報システムの設計、開発、整備、運用、管理及び監査が可能な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システムの設計、開発、整備、運用、管理及び監査に必要なもの</p>

本表…一部改正〔平成29.11訓令20〕

第2編 警務 鹿児島県警察情報処理能力検定に関する訓令

別記

第1号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

本部長 殿

所 属 長

情報処理能力検定（初級・中級）受検申請書

階級	氏 名	職員番号	生年月日	備考

第2号様式（第7条関係）

情報処理能力検定合格者台帳

番号	合格年月日	級位	氏 名	職員番号	生年月日	備考

第3号様式（第7条関係）

情報処理能力検定合格者名簿

（ 級）

番号	合格年月日	所属	氏 名	職員番号	生年月日